

世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設

— 「認定の連鎖」をめぐって —

雪 村 まゆみ

A Campaign to Nominate World Heritage Sites and the Creation of a Certification System for Cultural Properties

— From the Perspective of the “Chain of Rating the Properties” —

Mayumi YUKIMURA

Abstract

As of July 2016, the number of World Heritage sites is 1052. Currently, there are 20 sites in Japan. In recent time, Japan's interest in World Heritage sites has been growing. In particular, the Japanese government has achieved the registration of Japanese sites in the World Heritage List for four consecutive years.

The purpose of this study is to clarify the process through which cultural properties is assigned cultural value by comparing it with other cultures. It focuses on the public offering of World Heritage sites that was promoted by the Agency for Cultural Affairs, government of Japan, in 2006 and 2007 and the new registration system of cultural properties that was established during the same period.

According to *The Asahi Shimbun*, the number of articles in its regional editions on World Heritage sites has been increasing since 1996, and the first peak occurred in 2007. The reason why World Heritage sites garnered much attention among the local society is that the Japanese government decided to ask the local governments to nominate World Heritage sites in 2006. The investigation and maintenance of the cultural properties in relevant sites so as to enter them on the list is done as part of a regional development campaign.

In addition, the Agency classified the sites proposed by local governments into tentative list. Furthermore, it creates new titles according to cultural landscape, industrial heritage, and “Japan Heritage” for cultural properties in Japan. In this manner, it inevitably promotes the automatic rating of such site. Critically, the process of the inscribing the World Heritage List can be considered a “chain of rating the properties”.

Keywords: World Heritage sites, protection of cultural properties, “chain of rating properties”

抄 録

2016年7月、第40回世界遺産委員会（World Heritage Committee）を経て、ユネスコ世界遺産の登録数は1052件に達した。日本においては、近年、世界遺産への関心が高まっており、4年連続で世界遺産が登録され、日本にある世界遺産の登録数は20件となった。

本稿の目的は、他者の文化との比較を通じて、いかにして文化資産に文化的価値が付与されていくのか、そのプロセスを明らかにすることである。ここでは、2006、2007年に実施された文化庁による世界遺産公

募と、それに続いて生じる文化資産の新たな認定制度の創設に焦点を当てる。

朝日新聞の地方版における世界遺産関連の記事は1996年以降急増している。2007年に第1次ピークを迎えるが、その要因のひとつとして、文化庁が地方公共団体に対して、世界遺産候補の公募を行ったことが挙げられる。それまでは、文化庁によって、世界遺産暫定一覧表に登録する文化資産が選定されていたが、公募を契機として、地方公共団体が地域の文化資産を世界遺産に登録するためにそれらを発見、維持するというように、地域開発に資する活動へと結びついていったのである。

公募後、文化庁は応募された文化資産のなかから、世界遺産登録基準を参照しながら、暫定一覧表に掲載する資産を選定し、その他を暫定一覧表候補としてI a、I b、IIと分類した。さらには、文化的景観、産業遺産、「日本遺産」のような新たな認定制度を創設した。このように、文化資産を序列化することは避けられず、世界遺産の選定プロセスが、文化資産の「認定の連鎖」となりうることについて、注視していく必要があると考える。

キーワード：世界遺産、文化財保護、「認定の連鎖」

1. はじめに

2016年7月、トルコのイスタンブールで開催された第40回世界遺産委員会（World Heritage Committee）を経て、ユネスコ世界遺産の登録数は1052件に達した。世界遺産登録を決定するのは、毎年開催される世界遺産委員会である。世界遺産委員会は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護の関する条約（世界遺産条約）」批准国の中から選出される専門家によって組織されており、全会一致の原則により、イコモス（国際記念物遺跡会議）やIUCN（国際自然保護連合）の現地審査を踏まえて、世界遺産登録か否かを決定する。今年の委員会において、日本に所在する世界遺産に関していえば、フランス、スイスをはじめとした7カ国17資産で構成されている「ル・コルビュジェの建築作品」の構成資産の一つとして¹⁾、国立西洋美術館（東京都台東区）の登録が採択された。その結果、日本の世界遺産は20件となった。トルコにおける軍部のクーデター未遂事件により、現地入りしていた関係者の安否が心配されるなかでの登録であった。

日本が世界遺産条約を締結したのは1992年である。それを契機として、文化財保護行政においても、「文化財の保護について明治時代から法的整備を行っているが、価値基準に関しては、文化財の種別分類を明らかにすることが先にたっており、価値を構造的に把握する意識は文章上は薄いといわざるを得ない」（渡邊 1995：5）と指摘されており、世界遺産の必要十分条件となっている「オーセンティシティ（authenticity）」と「インテグリティ

1) これはシリアルノミネーションという登録のありかたで、複数の地域にまたがりつつ、共通の歴史的、文化的、あるいは地理的な特徴をもつ遺産を一つのグループとして登録して行く方法である。Guidelines for the Preparation of Serial Nominations to the World Heritage List <http://whc.unesco.org/archive/serial-noms.htm> (2016年6月30日参照)

イ (integrity)²⁾ の解釈について議論されることとなる。とりわけ、「オーセンティシティ」に関しては、「本物であること」に加えて権威をともなっていることを意味すると解釈され、「真正性」と訳されることが多い（上野 2007：71）。これは、「世界遺産条約によってわが国の文化財の世界にもたらされた価値概念」（渡邊 1995：4）であり、物自体の「意匠、材料、技術、位置についてのオーセンティシティ」が認められることが、世界遺産登録の必要十分条件となるという考え方が含まれているのである。日本における建造物は、西欧のそれと異なり、石造ではなく木造のものが多くという点で、文化財の経年劣化を補う修復や再現は、その維持にとって必要不可欠な処置である。修復あるいは再現が意匠、材料、技術、位置の「オーセンティシティ」に対立しないか、つまり、「再現は一切認められない」とする考え方をいかに捉えるか、ということが課題となったのである（田中 1995：11）。この点に関しては後述するが、日本国内の限定的な課題ではなく、1994年、奈良で開催された世界文化遺産奈良コンファレンス「文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって」、木の文化に対する国際的評価の構築に関する会議において焦点化されている。ここでの議論が文書化された「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント（以下、奈良ドキュメント）」は、木造建造物の修復の問題に関わらず、「変化の過程としてのオーセンティシティ」（Labadi 2010：75）を認めるという考え方が浸透しつつあることを象徴的に示しているのである。

そもそも、世界遺産条約は、「人類にとってかけがえのない自然や文化を、開発や自然災害、武力紛争による破壊から守る、それ自体平和を構築する努力に通じる」ことを理念として掲げられている。他者の文化を尊重する文化的多様性に資することが目指されているのである。ただ、登録されることによって、結果として、その資産およびそれが存在する地域の「有名性」に資する側面も持ち合わせている。その地域が世界遺産として有名になることで、町おこしや観光開発と結びつくと考えられることもあり、地方公共団体や地域の有志らが中心になって、地域の文化資産や風景、自然環境を世界遺産に登録しようとする動きがみられる。さらには、世界遺産条約への批准によって、各地で世界遺産登録運動が活発化するだけでなく、日本の文化財保護行政にも変化をもたらしていく。

そこで、本稿では、他者の文化との比較を通じて、いかにして文化資産が価値づけられていくのか、その過程を明らかにすることを目的とする。とくに、文化庁による世界遺産候補の公募と、それと同時期に次々と新設された文化資産の認定制度に注目したい。

2) 「完全性」と訳されることが多い。

2. 世界遺産に関する新聞報道

(1) 新聞記事件数の変化

世界遺産への注目はどの程度高まっているのだろうか。朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱ」において、「世界遺産」をキーワードに記事検索（本文検索）を行った結果、各年の記事件数の変化は図1のようになった。1992年、日本が世界遺産条約に批准して以来、年々記事数が増加していることがわかる。これらの記事は、世界遺産に登録された文化資産に関する記事だけでなく、世界遺産登録をめざす地域の活動に関する記事が多く含まれている。1996年までは、全国版の記事数のほうが地方版のそれと比較すると多かったが、1997年からは地方版の記事が激増していく。これは次章以降で詳述する世界遺産候補の公募と関連している。

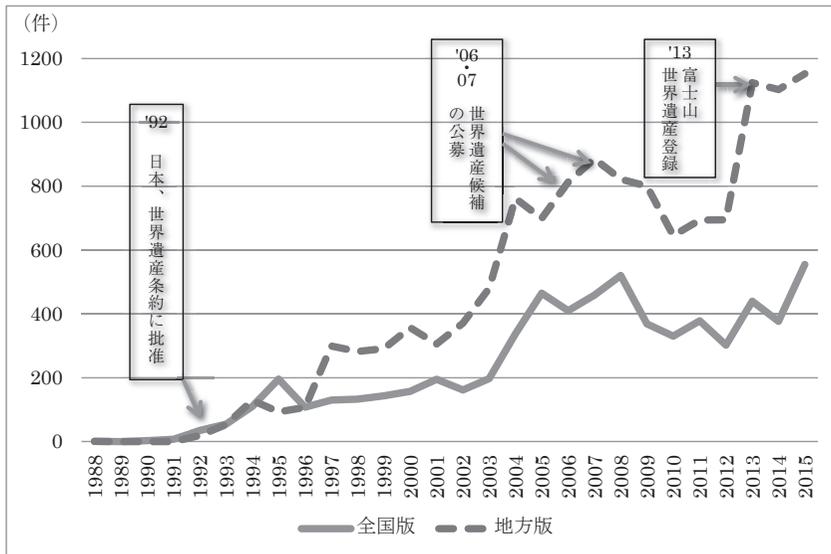


図1 世界遺産に関する新聞記事件数の経年変化

また、ユネスコ世界遺産に関する記事だけでなく、「勝手に関西世界遺産」(2004年～2014年)、「勝手に東北世界遺産」(2011年～連載中)のように特定の地域における保存すべき文化、食べ物から歴史的建造物に至るまで有形の物あるいは言葉、慣習、人間の気質などを紹介する記事の連載も含まれている。「世界遺産」という用語が地域を代表するものを示す言葉として、使用されていることがわかる。

1992年、日本において世界遺産条約締結が国会で承認されたが、紙面では、1988年に初めて、その批准への要請について言及され（『朝日新聞』1988年10月24日）、1990年から1992年にかけては、様々なイベントで早期の世界遺産条約への批准が唱えられたことが報じられている。たとえば、「世界遺産国際セミナー」では、これまで西洋的な価値観に傾きがちであったが、日本が批准することで、東洋の価値観が加えられることに期待されていた（「文化・自然遺産守る世界遺産条約 日本に早期批准訴え、東京でセミナー」『朝日新聞』1991年1月21日）。批准前から日本はすでに政府開発援助（ODA）でカンボジアのアンコール遺跡の保護を行うなど、国際的な遺跡保護の場面でも存在感を示してきたといえる。

1993年、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「屋久島」、「白神山地」の4つが日本で初めての世界遺産登録となると、全国版だけではなく、地方版においても世界遺産に関する記事が増加し始めている。

また、1995年、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」、1996年「広島市の平和記念碑（原爆ドーム）」、「厳島神社」が続いて登録され、1998年には初めて日本において世界遺産委員会（京都会議）が開催され、同年、「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録される。さらに、1999年「日光の社寺」、2000年「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、2004年「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録される。地方版で世界遺産について報じている記事の多くは、それぞれの地域の世界遺産の登録に関するものであった。

(2) 世界遺産登録をめざす活動の興隆

登録された世界遺産に関する記事だけではなく、各地における世界遺産登録をめざす活動に関する記事も多くみられる。とりわけ、記事数が第1のピークを示す2007年に関しては、記事の8割は、世界遺産をめざす資産についてである。なかでも、記事数10件以上確認できた地域としては、当時世界遺産に登録されていなかった「平泉—仏教土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学遺跡群」（登録年2011年）、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」（同2013年）、「富岡製糸場と絹産業遺産群」（同2014年）だけでなく、現在も引き続き登録運動が活発な「佐渡金山」、「四国霊場八十八か所とお遍路」が挙げられるが、そのほか多数の地域が世界遺産登録を目指していることが報じられている。朝日新聞で報じられているだけでも約60地域に上る（1992年から2007年）³⁾。「世界遺産」に関する認識が高まるにつれ、地域の自然、文化財あるいは歴史的建造物を世界遺産に登録しようとする運動が各地

3) 『誇れる郷土ガイド—全国の世界遺産登録運動の動き』（2003年、世界遺産総合研究所）においては41の地域が世界遺産登録運動がなされていると指摘されている。

で活発化してきたことがわかる。では、このような各地で起こった運動はどのように展開していくのだろうか。

3. 世界遺産登録の公募

(1) 公募の概要と「世界遺産暫定一覧表」

各地域における運動が一つの展開をみせる契機は、文化庁によって「世界遺産暫定一覧表 (tentative lists、以下、暫定一覧表)」に掲載する資産が公募されたことにある。全国各地の文化遺産が世界遺産候補として名乗りを挙げていることをうけ、2006年に暫定一覧表記載物件を公募するに至る (文化庁記念物課 2007 : 33)。世界遺産は、年に一度開催される世界遺産委員会において登録される資産が決定されるが、世界遺産に推薦されるためには、まず、各国で指定される暫定一覧表に記載される必要がある。暫定一覧表は、日本独自の制度ではなく、「世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)」において規定されている⁴⁾。世界遺産条約締約国は、登録推薦の少なくとも1年前までに、ユネスコ世界遺産センターに暫定一覧表を提出する必要がある、また、少なくとも10年ごとに暫定一覧表掲載資産を見直し、再提出することが望ましいとされている。

日本においては、1992年、世界遺産条約を締結し、同年、文化庁の有識者による会議を経て、10件の文化遺産が提案された。それらは、暫定一覧表に記載され、世界遺産委員会に提出された (さらに、1995年「原爆ドーム」、2001年「紀伊山地の霊場と参詣道」など3件を追加)。公募当時、183カ国の締約国のうち、155カ国が暫定一覧表を提出しており、なかでもアメリカのように72件と多数の資産を掲載しているのに対して、日本は14件中、10件が登録され、暫定一覧表への掲載は4件にとどまっていた (文化庁記念物課 2007 : 32)。

そこで、文化庁は、地域の文化資産を管理する地方公共団体に対して、追加記載する資産の公募を行った。すでに掲載されている資産は、「世界文化遺産を決定する文化庁、自然遺産を決定する環境省ともに透明性が確保されていたわけではなかった」 (細田 2008 : 88) と指摘されていたが、このたびの公募制がとられた大きな理由であると考えられる。公募制に際し、その審議の目的と手法のなかで「審査の客観性、透明性を確保するため、審査の手続きおよび基準を体系的に示す」ことが挙げられている (文化庁記念物課 2007 : 33)。

4) 2016年7月の段階で、暫定一覧表には175カ国から1640件記載されている。

この公募を受けて、世界遺産登録を目指す地方公共団体は、暫定一覧表への掲載を目指して提案書を提出した。次に、どのような資産が提案され、それがどのように選考されたのか、文化庁の報告書⁵⁾を手掛かりに考察する。

(2) 暫定一覧表掲載資産

地方公共団体に対して、2006年度、公募を行った結果、2007年1月23日時点では24件の提案があり、うち4件（「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「富士山」、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」）が「産暫定一覧表」に掲載され、それ以外の20件は「継続審議案件」とされた。続いて、2007年度の提案公募に対しては、「継続審議案件」のうち2件の提案が資産の再構成によって統合され、19件の再提案となり、また、新規の提案13件を合わせて、計32件が特別委員会で検討された。特別委員会では、提案資産について、時代を分類基準として、1)「旧石器・縄文・弥生・古墳時代の文化遺産」、2)「古代・中世・近世期の文化遺産」、3)「近代の文化遺産」、4)「時代を超えて、人と自然との関わりを中心とする遺産」の4つのワーキンググループを設置し、調査・審議することとなった⁶⁾。ここでは、世界遺産委員会が登録の基準として掲げているグローバル・ストラテジーが参照され、文化的景観、産業遺産に関わる遺産群を選定したとしている。グローバル・ストラテジーとは、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー（The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List, 1994年）」⁷⁾で宣言されている事柄で、世界遺産登録数の制限を設けないものの新規の登録に関しては、地域あるいは宗教といった文化的背景に偏りが無いことを目指したものである。2007年1月31日の「世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について」では、世界遺産委員会における文化遺産の登録に関する傾向として、「登録資産を持たない締約国からの推薦資産を優先」、また、分野に関してもすでに登録されているものと共通性をもたないものが優先されている現状が指摘されている。ここでは、積極的に登録を推進するカテゴリーの一つとし

5) 「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」（2008年9月26日）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/（2016年6月30日参照）

6) 文化庁「文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会ワーキンググループの設置について」（2007年10月15日）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/19/pdf/shiryo_7.pdf（2016年6月30日参照）

7) Global Strategy (UNESCO) <http://whc.unesco.org/en/globalstrategy/>（2016年6月30日参照）

で、「人間の諸活動や居住の形態、生活様式や技術革新などを総合的に含めた人間と土地の在り方を示す事例」を示すような「文化的景観」が挙げられている⁸⁾。また、文化的景観のほか、産業遺産、20世紀の建築物が挙げられていた。

結果的に、暫定一覧表への掲載は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金と銀の島、佐渡一鉦山とその文化」、「百舌鳥・古市古墳群—仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳群」、「九州・山口の近代化産業遺産群—非西洋世界における近代化の先駆け」、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の5件と決定された。

では、残りの27件はどのように評価されたのだろうか。

(3) 「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」としての分類

特別委員会では、「世界遺産暫定一覧表追加記載のための審査基準」を定め、これに基づき、暫定一覧表に掲載する資産を決定した。一方で、掲載されなかった提案に関しては、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」とし、それらに関してカテゴリーⅠa、カテゴリーⅠb、カテゴリーⅡと分類している⁹⁾。

カテゴリーⅠは、「我が国の世界遺産暫定一覧表に未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十分なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれる」資産として説明されている。特別委員会は、「世界遺産としての評価は、世界遺産独自の観点から行われるものであり、我が国において文化財として高い評価を得ているものが、必ずしも世界遺産にふさわしいと評価されるものではない」と指摘し、Ⅰaに関しては、提案した地方公共団体が作業を進め、Ⅰbに関しては、提案地方公共団体を中心に作業をすすめる一方で、共通する主題を有する他の地方公共団体と連携することが特別委員会から提案されている。一方で、カテゴリーⅡは、「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産としては、いずれも高い価値を有するものであるが、(中略)現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられる」資産として

8) とりわけ、(1) 欧州地域における遺産、(2) 都市関連遺産及び信仰関連遺産、(3) キリスト教関連遺産、(4) 先史時代及び20世紀の双方を除く歴史時代の遺産、(5) 優品としての建築遺産などの登録が過剰に進んでいると指摘されている。文化庁 別添2「グローバル・ストラテジー」について http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka_190123/betten_2.html (2016年6月30日参照)

9) 「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」(2008年9月26日) http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/ (2016年6月30日参照)

捉えられており、「主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要」であるという指摘のように、地域の枠組みを越えて、世界遺産登録基準である「顕著な普遍的価値」に則り、文化資産を再解釈していく試みの必要性を指摘しているのである。とりわけ、27件すべてに指摘されているのは、「世界史的国際的」観点から、当該資産が「顕著な普遍的価値」を持つことを証明することの必要性である。つまり、文化資産としての価値を認めながらも、世界遺産の登録基準に合致しないことが指摘されている。

文化庁の評価によれば、世界遺産候補を提案するという地域の活動は、「地域に存在する多くの文化資産の発見につながった」と述べられているが、結果的には、世界遺産委員会に推薦することができるかどうか、という基準で、暫定一覧表から、暫定一覧表候補 I a、I b、II への序列が表象されたといえる（図2）。

では、暫定一覧表に掲載されなかった27件における世界遺産登録運動はいかに展開していくのだろうか。

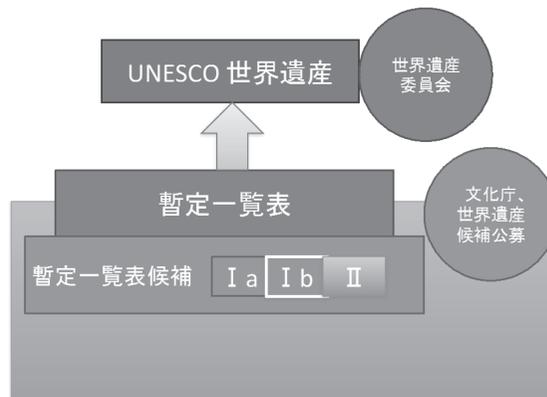


図2 世界遺産登録プロセス

(4) 「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」のその後

文化庁が「暫定一覧表候補」と分類した27件に関して、各地方公共団体や地元有志など

表1 各世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産における世界遺産登録に関する行政・市民の取り組みと他の認定制度との関わりについて

カテゴリ	応募名称	時代 (注1)	行政・市民の取り組み(注2)	他の認定との関連
I a	「最上川の文化的景観—舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地—」	4	世界遺産登録事業は中止(2009)。最上川流域の文化的景観保存活用委員会発足。	重要文化的景観(2013)。
I a	「天橋立—日本の文化景観の原点—」	4	天橋立を世界遺産にする会(2007)、天橋立世界遺産シンポジウム開催(2008, 2013)。	重要文化的景観(2014)。
I a	「錦帯橋と岩国の町割」	2	岩国市観光振興課 錦帯橋世界遺産推進室から錦帯橋課へ。定期的に世界遺産シンポジウム、講演会を開催。	
I a	「四国八十八箇所霊場と遍路道」	4	「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を発足。四国4県知事による登録要望書を文化庁に提出(2016)。	「四国遍路」一回遊型巡礼路と独自の巡礼文化—として日本遺産認定(2015)。
I a	「阿蘇—火山との共生とその文化的景観—」	4	阿蘇郡市世界文化遺産登録事業推進協議会(2009)。「世界遺産登録をめざして阿蘇を巡るモン！ツアー」(2014)。	
I b	「水戸藩の学問・教育遺産群」	2	水戸市教育委員会事務局文化課世界遺産推進室。:「近世日本の学問・教育と水戸藩2—世界遺産暫定一覧表記資産候補「近世の教育資産」に係る2010年度調査・研究報告書—」。	旧弘道館は、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として日本遺産認定(2015)。
I b	「足利学校と足利氏の遺産」	2	文化財保護・世界遺産推進担当。世界遺産登録推進国際シンポジウム「近世日本の教育遺産」(2012, 2013)。	足利学校跡は、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として日本遺産認定(2015)。
I b	「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」	2	「石川県に世界遺産を」推進会議発足(2003)。	歴史的風致維持向上計画の認定都市(2009)。重要文化的景観(2010)。
I b	「善光寺と門前町」	2	善光寺の世界遺産登録をすすめる会(長野青年会議所, 2001)。	
I b	「松本城」	2	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会(事務局:信濃毎日新聞松本本社、松本市政策部政策課)世界遺産フォーラム in 長野(2014)。	
I b	「妻籠宿・馬籠宿と中山道—『夜明け前』の世界—」	2		「木曾路はすべて山の中—山を守り山に生きる—」として日本遺産認定(2016)。
I b	「近世岡山文化・土木遺産群—岡山藩郡代津田永忠の事績—」	2	平成20年岡山世界遺産登録推進応援ネットワーク、旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会、世界遺産シンポジウム 近世の教育遺産を考える—足利学校・弘道館・閑谷学校(2010)。	旧閑谷学校は、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として日本遺産認定(2015)。
I b	「萩—日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産—」	2	「明治日本の産業革命遺産」の構成要素となる。	世界文化遺産に登録(2015)。
II	「若狭の社寺建造物群と文化的景観—神仏習合を基調とした中世景観—」	4	「郷土の偉人顕彰会」、「小浜城復元市民の会」と「世界遺産登録をめざす市民の会」が合併し、「小浜市の歴史と文化を守る市民の会」を発足(2009)。	
II	「北海道東部の窪みで残る大規模堅穴住居跡群」	1	北海道教育委員会長期的に取り組んでいく。	
II	「松島—貝塚群に見る縄文の原風景—」	1	登録を断念(2010)。	
II	「足尾銅山—日本の近代化・産業化と公害対策の起点—」	3	世界遺産登録推進事務(2005)。シンポジウム世界遺産を目指して(2014)。	近代化産業遺産に認定(2007)。

世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設（雪村）

II	「埼玉古墳群—古代東アジア古墳文化の終着点—」	1	世界遺産関連講座（毎年5月4日）、清掃活動。	
II	「近世高岡の文化遺産群」	2	「近世高岡の文化遺産を愛する会」発足（2007）。文化遺産を巡るバスツアーなど。	「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡—人、技、心—」として日本遺産認定（2015）。
II	「立山・黒部—防災大 国日本のモデル—信仰・砂防・発電—」	3	「立山・黒部」を誇りとし世界に発信する県民の会。「世界遺産候補」と表示。	近代化産業遺産に認定（2007）。
II	「霊峰白山と山麓の文化的景観—自然・生業・信仰—」	4	「石川県に世界遺産を」推進会議発足（2003）。	
II	「日本製糸業近代化遺産—日本の近代化をリードし、世界に羽ばたいた糸都岡谷の製糸資産—」	3		近代化産業遺産に認定（2007）。
II	「飛騨高山の町並みと祭礼の場—伝統的な町並みと屋台祭礼の文化的景観—」	2		歴史的風致維持向上計画の認定都市（2009）。
II	「三徳山—信仰の山と文化的景観—」	4	三徳山世界遺産登録運動推進協議会（2008）、大山隠岐国立公園への編入（2014）。日本遺産三徳山三朝温泉を守る会。	「六根清浄と六感治癒の地—日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉—」として日本遺産認定（2015）。
II	「山口に花開いた大内文化の遺産—京都文化と大陸文化の受容と融合による国際性豊かな独自の文化—」	2	山口県地域振興部観光交流局観光振興課、「大内文化」に言及し、山口ブランドストーリーを発足。	
II	「宇佐・国東—『神仏習合』の原風景—」	4	宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会発足（2003）。	
II	「竹富島・波照間島の文化的景観—黒潮に育まれた亜熱帯海域の小島—」	4		

注1「時代」は、文化庁の設定したワーキンググループに準ずる。1）「旧石器・縄文・弥生・古墳時代の文化遺産」、2）「古代・中世・近世期の文化遺産」、3）「近代の文化遺産」、4）「時代を超えて、人と自然との関わりを中心とする遺産」。

注2「行政・市民の取り組み」に関しては、各遺産に関連する公式ウェブサイトを確認できるものをまとめた。なお、特に関連する活動が確認できなかった文化遺産に関しては空欄となっている。

が運営する公式ウェブページ¹⁰⁾を確認した結果、その後の取り組みについて表1のようにまとめることができた。登録を断念すると宣言している地域もあるが、ほとんどの地域において、継続的に登録運動を続けられている。それぞれの公式ウェブページでは、世界遺産フォーラムやシンポジウム、勉強会の開催、構成資産を巡るツアーの企画、清掃活動、さらには文化庁への働きかけなどの活動が確認できた。

I a に分類された「錦帯橋」に関しては、所在する山口県岩国市が世界遺産登録に対していかに取り組んでいるのか、聞き取り調査を行った¹¹⁾。2015年4月に岩国市役所観光振興

10) 公式ウェブページの一覧を本論文の末尾に掲載した。

11) 2015年3月30日に岩国市産業振興部観光振興課錦帯橋世界遺産推進室（2015年4月より岩国市産業振興部錦帯橋

課から錦帯橋課が独立し、錦帯橋の保存、整備、公開とその世界遺産登録が目指されており、国内外の研究者を招聘し、世界遺産講演を定期的に企画するとともに、錦帯橋の維持のための定期的な架け替えの制度化に取り組んでいる。次に、その活動について詳細に検討したい。そうすることで、冒頭に挙げた木造建造物におけるオーセンティシティに関する課題をどのように克服しようとしているのか、明らかにすることができると思う。

4. 世界遺産登録と文化資産の保護——オーセンティシティをめぐって

(1) 錦帯橋の架橋の経緯

錦帯橋は、川幅200メートルの錦川に架かる5連の木造橋で、岩国の城下町のなかでも一番の名所となっている。

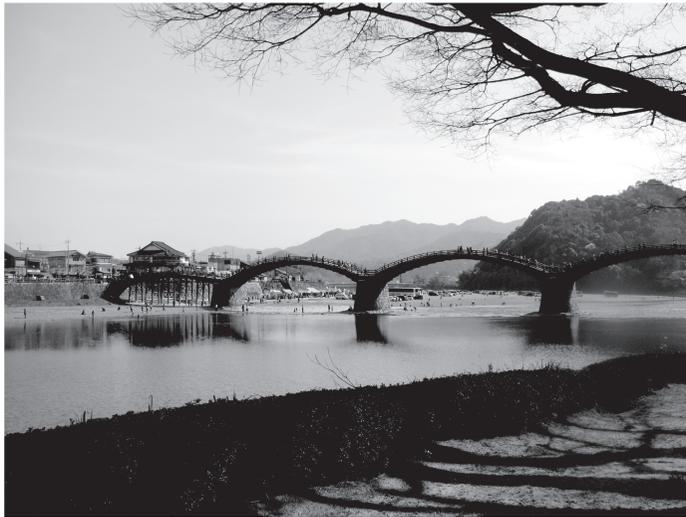


写真1 錦川を渡る「錦帯橋」

錦帯橋は、1601年の岩国の城下町の造営とともに架橋されたとされているが、川幅の広い錦川を渡る橋ということでたびたび流されていた。中下級武士の住まう地域と藩の中心を結ぶ重要な橋であったため、藩では「流れない橋」の建設が課題となっていた。1673年、現在の錦帯橋の原型となる橋が完成するが、翌年、洪水により流失し、再建される。その

課世界遺産推進班)にて聞き取り調査を行った。

後、改良や定期的な架け替えが行われながら、洪水で流出することもなかったが、戦後、1950年、キジア台風の際に流失してしまった。市議会によって、その復旧補助の申請が行われ、文化財保護委員会（現文化庁）、山口県、建設省（現国土交通省）の補助を受け災害復旧工事が行われた。ここでは、木製の橋ではなく、コンクリートの現代的な橋の架け替えが提案されたが、岩国市は原型をとどめる橋の再建を粘り強く交渉したといわれている。この復旧工事を「昭和の再建」と呼んでいる。

(2) 現代の錦帯橋

2001年から2003年にかけて平成の架け替えと呼ばれる大規模改修が行われた。架け替えは「昭和の再建」以来、50年ぶりとなるため、架け替えに携わる関係者は皆、先の昭和の架け替えを経験しているわけではなかった。ここでは、錦帯橋建設に関わる技術が世代を越えて伝承されていないことが、架橋を行ううえで新たに問題視された。とりわけ、日本の建造物は伝統的に「木の文化」と言われているように、「石の文化」と比較すると耐久性が弱い。元来、木造建造物は定期的に改修することでその形状を維持してきたのである。伊勢神宮の20年ごとの式年遷宮に代表されるように定期的な建て替えは、形状を維持するだけでなく、それに関わる技術の伝承を可能にしてきたといえる。したがって、錦帯橋に関しても「錦帯橋みらい計画」（2012）の基本方針として、20年おきの架け替えを制度化することとした。仕事は大手ゼネコンではなく、地元の大工によって執り行われたが、これは、建造物に関わる技術を無形文化として、その継承者としての「大工を育てる」ことも重要視されていることを意味する。ただし、彼らは、伝統的建造物ばかりを請け負っているわけではない「普通の大工」という。架橋工事の記録を写真や映像で記録する一方で、架け替えの経験のある「普通の大工」は未来の錦帯橋の維持にとって必要不可欠と考えられているのである¹²⁾。

また、技術の伝承だけでなく、材木の調達も重要な課題となった。橋の強度を保つためには、ある程度太くて長い材木が大量に必要となる。材木の種類もヒノキやアカマツ¹³⁾などに限定されており、それを調達するのが困難となるため、岩国市では錦帯橋のための備蓄林（倉谷・高照寺山）の整備を進めている。橋材として200年生の材木も必要など、材木の確保は長期に渡って取り組んでいかなければならない。一方で、材木の耐久性は20年を

12) 錦帯橋の架け替えに関する市の取り組みに関しては、聞き取り調査による。

13) マツクイムシの被害によりアカマツの確保が困難など、材木の種類の変更が検討されている（聞き取り調査による）。

超えるので、架け替えの際に新材の使用を一部とし、他は旧材を再活用することが計画されている（『錦帯橋みらい構想』¹⁴⁾：10-11）。

(3) 架け替えと「オーセンティシティ」

文化庁の報告書によれば、世界遺産暫定一覧表に掲載されなかった理由の一つとして、橋の架け替えによるオーセンティシティが認められるかどうかという点が挙げられ、次のように言及されている。

橋の「意匠」・「形態」・「機能」などの指標に着目した真実性 [オーセンティシティ] の捉え方については一定の合理性が認められるが、架け替えを行うことにより、「材料・材質」の指標を含め、真実性 [オーセンティシティ] の総体が確実に伝達されているか否かについて慎重に検証すること（〔〕内筆者）。¹⁵⁾

一方で、冒頭に挙げた、1994年に開催された世界文化遺産奈良コンファレンスでは、「古社寺保存法」（1897年）など、日本の木造建造物の維持の方法が評価され、修復の経緯も含めて評価された。それが文書化されたのが、「奈良ドキュメント」であるが、第6条には、物の経年変化への対処について文化的多様性を尊重するという考え方が、以下のとおり明確に示されている。

第6条 文化遺産の多様性は、時間と空間のなかに存在しており、異なる文化ならびにそれらの信仰体系のすべての側面を尊重することを要求する。文化の価値が拮抗するような場合には、文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する。

つまり、時間的経過のなかで必要とされる修復のうえに維持される文化資産について、そのオーセンティシティが認められることが了解されながらも、具体的な事例においては、「材料・材質」の問題（ここでは材木）に関して「慎重に検証する」ことが求められている。

14) 『錦帯橋みらい構想』（2007）http://kintaikyoiwakuni-city.net/future/future_plan.pdf（2016年6月30日参照）

15) 世界遺産暫定一覧表候補の文化資産（文化庁）http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/besshi_8.html（2016年6月30日参照）

(4) 中心の創出

「平成の架け替え」を契機として、地域における錦帯橋の存在感は大きくなっていったという。岩国市では、植林のイベントや2021年の架け替えに向けて大工の養成、学校教育のなかの社会学習の題材にしたり、錦帯橋を中心とした活動が活発に行われている。実際に世界遺産に登録されるかどうかに関わらず、その登録運動において、錦帯橋は地域の中心となっている。地域社会において錦帯橋の維持に取り組むことによって、錦帯橋の歴史性が地域住民に共有され、地域の中心として機能しているといえよう。

翻って表1をみると、暫定一覧表候補に挙げられている各地域の文化資産のなかには、その後、新設された文化財保護制度に認定されていくものも少なくない。世界遺産に限らず、何かの認定制度に文化資産が分類されていくのである。さいごに、日本における文化財保護制度について概観したうえで、連鎖的に起こった文化資産のカテゴリー化について検討したい。

5. 文化財保護の制度化

(1) 日本における文化財保護行政

① 文化財保護法

いうまでもないが、日本における文化財保護に関しては、世界遺産条約に端を発するわけではない。古器旧物保存方（ほぞんかた）（1871年）、古社寺保存法（1897年）、史蹟名勝天然祈念物保存法（1919年）等、戦前より制度化されてきた。さらには、文化財をより公共的なものとして捉え、個人の所有物も範疇とする国宝保存法（1929年）、重要美術品等の保存に関する法律（1933年）が制定された。これは、個人間の自由な譲渡を制限し、商品として海外への流出を防ぐことが念頭におかれていた。戦後は、戦災、復興という大きな課題に直面しており、「所有者が経済的基盤を失ったことによる国宝等の維持・管理の悪化、円為替安による海外流出、戦時中修理等が滞ったために生じた建造物の荒廃」などに対処する必要に迫られていた。そこで、文部省を中心として、文化財保護制度の改正が検討された。そのような状況下、修理事業中であった法隆寺金堂において火災が発生するという事件が起こった（1949年1月26日）。この事件を契機として、文化財保護に関して国会でも審議され、1950年文化財保護法の施行に至った。

この法では、とりわけ文化財所有者としての国民の位置づけが示されており、所有者は、「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存すると

もに、できるだけ公開する等その文化的活用に努めなければならない（第4条第2項）とし、公共的なものとしての「文化財」という側面が強調されているのである。

また、1954年の改正では、国で重要文化財等に指定しているもの以外は、地方公共団体が区域内にあるもののうち重要なものを指定し、保存活用していく規定が新設された（文化庁 2001：31-32）。

② 伝統的建造物群保護制度の創設（1975年）

さらに、文化財保護法においては、1975年の改正において、急速な都市の再開発、市街地化を背景として、「伝統的建造物群保護制度」が創設された。ここでは、城下町、門前町、伝統的集落など、街並の保存が目指されたが、それらを保存修理するための技術者、あるいは資材の確保も課題となった。とりわけ、生活の場として使われていた建造物を1棟ではなく「群」として保存することで、かつての生活空間に対して文化財としての価値を認めていったのである。保存地区では、建造物の修理、修復計画、環境の復旧などの規定が各保存地区に定められており、居住者の理解、協力が必要不可欠であるといえる（文化庁 2001：43-46）。

(2) 「認定」の連鎖

地域の景観を保存することを目的とした「伝統的建造物保護制度」は、歴史的文化基本構想（2007年、文化庁）、地域における歴史風致の維持及び向上に関する法律、通称「歴史まちづくり法」（2008年、文部科学省〔文化庁〕、農林水産省、国土交通省）へと展開していく。2009年1月19日歴史の風致維持向上計画が策定され、金沢、高山、彦根、萩、亀山が認定された。認定都市の成り立ちを見ると、城下町が全体の半数近くとなっているが、宿場町や在郷町・産業都市、寺社町、湊町・川湊町など、多様な成り立ちの都市が認定を受けている¹⁶⁾。文化的景観保護制度に則り、2006年より選定されている「重要文化的景観」に選定されているものもある。ここでは、地域の生活、生業および風土を次世代に受け継いでいくことが目指されている。

また、経済産業省は、2007年度において、近代化産業遺産というカテゴリーを設置し、33カ所を認定した。岡谷や足尾銅山など産業化を表象する文化資産はその認定を受けてい

16) 国土交通省「歴史まちづくり法に基づく5年間取り組みの成果」<http://www.mlit.go.jp/common/001035433.pdf>
(2016年3月30日参照)

る。この認定制度もまた、世界遺産候補を選定するプロセスにおいて新たに新設されている。さらにいえば、「文化的景観」にしる「産業遺産」にしる、先述したグローバル・ストラテジーで登録が推進されるカテゴリーである。

表2には、世界遺産登録に関する国内外の動向と日本の文化財保護制度の創設年をまとめた。ここで注目したいのは、これらの制度が、2006年、2007年の世界遺産候補の公募から2008年に暫定一覧表に記載される遺産が決定された時期と重なるということである。つまり、世界遺産候補を選定することが、新たな認定制度の創設に結びついたといえる。このような現象を「認定の連鎖」と呼ぶことにする。

(3) 「日本遺産」の誕生

日本においては2013年以降、毎年世界遺産が登録されている。世界遺産に対する関心が高まるとともに、2015年より、文化庁は、「地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産 (Japan Heritage)』』として認定する制度を創設した。初年度は、文化庁からの報道発表によれば、「日本遺産審査委員会」の審議を経て、18件の文化資産群を「日本遺産」として認定した。2016年度は、19件認定され、計37件の「日本遺産」が誕生している¹⁷⁾。応募は2015年83件、2016年度67件にのぼり、先に述べた暫定一覧表候補として分類されていたものも7件含まれている。

表1にあるように、「水戸藩の学問・教育遺産群」、「足利学校と足利氏の遺産」、「近世岡山の文化・土木遺産群—岡山藩群代津田永忠の実績」に関しては、それぞれの構成資産である弘道館、足利学校、閑谷学校およびその関連施設は、I bとして評価されていた。当時、同じ背景を持つ文化資産を一つの文化資産群として捉えるという方向性が示されており、提案書の枠組みを越えて、「近世の教育資産」として捉えることで、世界遺産登録の可能性が見いだされていたのである。これは、シリアルノミネーションと呼ばれる登録の方法で、必ずしも地域の近接さではなく、共通の歴史的背景を重視した枠組みである。これらの遺産は、2015年、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として—世界遺産ではなく—日本遺産として認定されるに至った。

17) これまで認定された日本遺産の一覧（文化庁）http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ichiran.html（2016年6月30日参照）

表2 「認定の連鎖」

		世界遺産候補公募以降			
		世界遺産条約採択以降	日本、条約締結以降	1994グローバル・ストラテジー／奈良ドキュメント	世界遺産候補公募以降
ユネスコ世界遺産条約	1971年以前	1972世界遺産条約採択			
日本国内の世界遺産登録の動き	1871古器旧物保存古社寺保存古蹟/1897古蹟保存法/1919史蹟名勝天然記念物保存法		1992日本、条約締結		2006世界遺産候補の第1次全国公募
				2004重要文化的景観	2007歴史的文化基本構想
		1975伝統的建造物群保護制度			2008歴史まちづくり法
					2009歴史的風致維持向上計画
					2015日本遺産
					2007近代化産業遺産 (経済産業省)

6. おわりに

本稿でみてきたように、日本における文化財保護の制度化は、明治の古器旧物保存方に始まるが、世界遺産の公募を契機として、各地で、地域の文化遺産を発掘する営みが活発化する。これまで長きに渡って放置されていたものや文化的価値が認められてこなかったもの、あるいは、新しいものの陰に埋もれそうになっていく歴史的なものに再び脚光が浴びせられる。世界遺産登録運動のなかで、各地域の歴史的建造物に対して文化的価値を付与する実践が広がっていくのである。一方で、それに呼応するかたちで、日本政府もさまざまな認定制度——歴史的建造物、文化的景観、産業遺産、あるいは日本遺産など——を新たに創設した（「認定の連鎖」）。それだけでなく、新設された認定制度は、文化的景観や産業遺産など世界遺産制度の登録の偏重を克服する指針としてだされたグローバル・ストラテジーに準じていると捉えられる。

世界遺産を目指す文化資産のなかには、新設された文化財保護制度に認定されたものも多い。世界遺産に限らず、文化資産の認定制度は、それに登録される遺産とそうでないものが必ず分類される。そして、認定されなかった文化資産は、また、他のカテゴリーに分類されていくのである。世界遺産への登録の公募は、結果として、地域の伝統、産業、歴史的建造物、文化財を文化資産として、リスト化し、管理していくだけではなく、新たな分類の枠組みを設定していくことに結びついている。ここで問題としたいことは、新たな制度が世界遺産登録で推進されるカテゴリー——文化的景観、産業遺産——に準じていることで、世界遺産を文化資産の最上位とした、文化資産の序列化がなされているようにみえるのではないかと、ということである。

地域の文化資産を世界史の観点から位置づけ直すことや、他の文化資産との関係性によってその文化資産の文化的価値を認めようとすることは、地域の文化資産の絶対的な価値というよりは、他者の文化との比較を通じてのみ価値が測られていることを意味する。世界遺産登録運動が、単に、世界的な文化資産の序列化のなかに地域の文化資産を位置づけていくことに終始しないように注視していく必要があるだろう。

表1で掲載した地域に関するウェブサイト

「最上川流域の文化的景観」調査報告書（山形県教育委員会）<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700015/mogamigawa/1103mogamigawa-houkokusyo/1103houkokusyo01.pdf>（2016年6月30日参照）
天橋立を世界遺産にする会（宮津市役所内）<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/outside/hashidate/>

- index.htm (2016年6月30日参照)
- 錦帯橋岩国市公式ホームページ <http://kintaikyoiwakuni-city.net/> (2016年6月30日参照)
- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議 <http://88sekaiisan.org> (2016年6月30日参照)
- 阿蘇を世界遺産に <http://www.asosekaibunkaisan.com> (2016年6月30日参照)
- 水戸市世界遺産推進室 <http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000294/001005/002519/index.html>
(2016年6月30日参照)
- 足利市文化課「世界遺産登録を目指して」 <http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/site/sekaiisan/> (2016年6月30日参照)
- 「石川県に世界遺産を」推進会議(一般社団法人 金沢経済同友会) <http://www.kanazawa-hakusan.com/>
(2016年6月30日参照)
- 善光寺さんを世界遺産に(長野青年会議所) <http://www.sekaiisan-zenkoji.jp/topics> (2016年6月30日参照)
- 「国宝松本城を世界遺産に推進実行委員会(信濃毎日新聞松本本社/松本市政政策部政策課) <http://www.oshiro-m.org/> (2016年6月30日参照)
- 閑谷学校を世界遺産に <http://www.sekaiisan-shizutani.jp> (2016年6月30日参照)
- 小浜市教育委員会文化課小浜市の歴史と文化を守る市民の会 <http://shiminnokai.com/about> (2016年6月30日参照)
- 北海道教育委員会「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産『北海道東部の窪みで残る大規模堅穴住居跡群』について」 <http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/19world-heritage-tateana.htm> (2016年6月30日参照)
- さきたま古墳群 めざせ世界遺産!世界遺産サポーターの会 <http://www.plus-kun.com/sakitama/> (2016年6月30日参照)
- 日光市教育委員会事務局 文化財課 世界遺産登録推進室「足尾銅山の世界遺産登録を目指して」 <http://nikko-ashio.jp/top.html> (2016年6月30日参照)
- 目指そう世界文化遺産「近世高岡の文化遺産を愛する会」高岡商工会議所 <http://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/sekaiisan/index.html> (2016年6月30日参照)
- 「富山」の文化遺産を「世界」の遺産に「立山・黒部」を誇りとし世界に発信する県民の会 <http://www.tateyama-kurobe.jp> (2016年6月30日参照)
- 岡谷蚕糸博物館「近代化産業遺産」 <http://silifact.jp/inheritance/> (2016年6月30日参照)
- 「三徳山を世界遺産に」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/152438.htm> (2016年6月30日参照)
- 山口県地域振興部観光交流局観光振興課「山口県ブランドストーリー:栄華を極めた大内氏・大内文化」 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kanko/brand/story/index.html> (2016年6月30日参照)
- 宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会 <https://ja-jp.facebook.com/宇佐神宮国東半島を世界遺産にする会-650017311784548/> (2016年6月30日参照)

参考文献

- 文化庁, 2001, 『文化財保護法50年史』ぎょうせい.
- 文化庁記念物課, 2007, 「わが国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載について——『世界文化遺産特別委員会』の設置および調査・審議の結果」『月刊文化財』, 522号, 第一法規.
- 錦帯橋世界文化遺産専門委員会, 2013, 『究極の名橋 錦帯橋』岩国市錦帯橋世界遺産推進室.
- 細田亜津子, 2008, 「世界遺産暫定一覧表記載の意味と今後の課題——長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指して——」『長崎国際大学論叢』第8号: 85-100.

- Sophia Labadi, 2010, "World Heritage, authenticity and post-authenticity — International and national perspective" Sophia Labadi and Colin Long eds., *Heritage and Globalisation*, Routledge.
- 上野邦一, 2007, 「日本での世界文化遺産登録と課題 — 奈良会議の意義 —」『歴史地理学』49-1, 歴史地理学会: 71-85.
- 渡邊明義, 1995, 「オーセンティシティと日本の文化財保護」『月刊文化財』, 377号, 第一法規.

付記

本稿は、平成25年度—平成27年度科学研究費助成事業・基盤研究（C）「ユネスコ世界遺産に関する比較社会学的研究」（研究代表者：荻野昌弘、課題番号：25380724）による研究成果の一部である。

—2016.8.22受稿—

